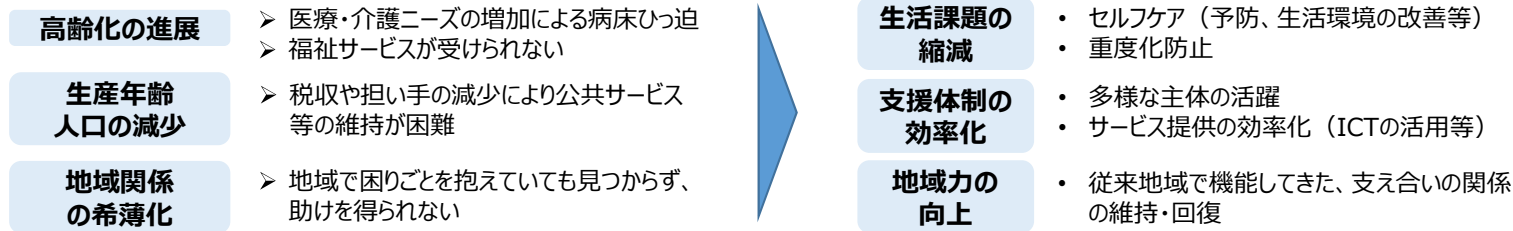


地域包括ケアシステム構築の取組について

健康福祉局地域包括ケア推進室

1. 地域包括ケアシステム構築に向けた第2段階（システム構築期）までの取組経過

(1) 地域包括ケアシステム構築の背景



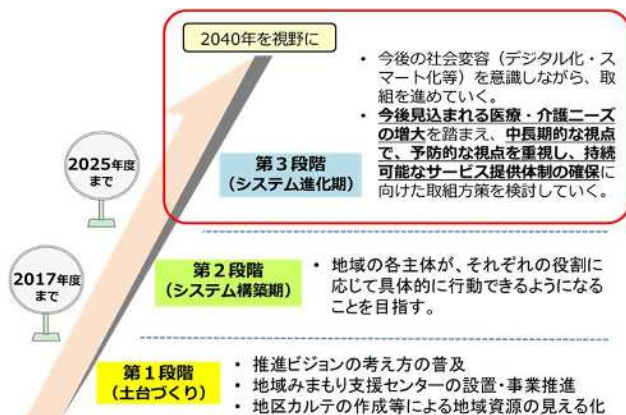
推進ビジョンの基本理念

誰もが住み慣れた地域や
自らが望む場で安心して
暮らし続けることができる
地域の実現

(2) これまでの主な取組経過

- 平成26年4月 「地域包括ケア推進室」の設置
 ・ 子どもから高齢者まで部局横断的な取組が可能となるように健康福祉局内に設置。
- 平成27年3月 「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」の策定
 ・ 「ご当地システム」として、すべての地域住民を対象とするなど、基本的な考え方を示した「推進ビジョン」を 関連個別計画の上位概念と位置付け、地域全体で共有し、具体的な行動につなげていくことを目指す。
- 平成28年4月 「地域みまもり支援センター」の設置
 ・ すべての地域住民を対象として、住民に身近な区役所で「個別支援の強化」と「地域力の向上」を図るために設置。

(3) 地域包括ケアシステム構築に向けたロードマップ



本市における地域包括ケアシステム構築に向けた推進体制

【市健康福祉局】<平成30年4月～>
（地域包括ケアシステムの構築）

地域包括ケア推進室

- ケアシステム担当
- 地域福祉担当
- 地域保健担当
- 専門支援担当

調整・政策検討

【地域みまもり支援センター】<平成31年4月～>
（「個別支援の強化」と「地域力の向上」）

地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）

- 地域ケア推進課、地域支援課、児童家庭課、高齢・障害課、保護課、衛生課、保育所等・地域連携担当、学校・地域連携担当

取組の吸上げ・課題抽出

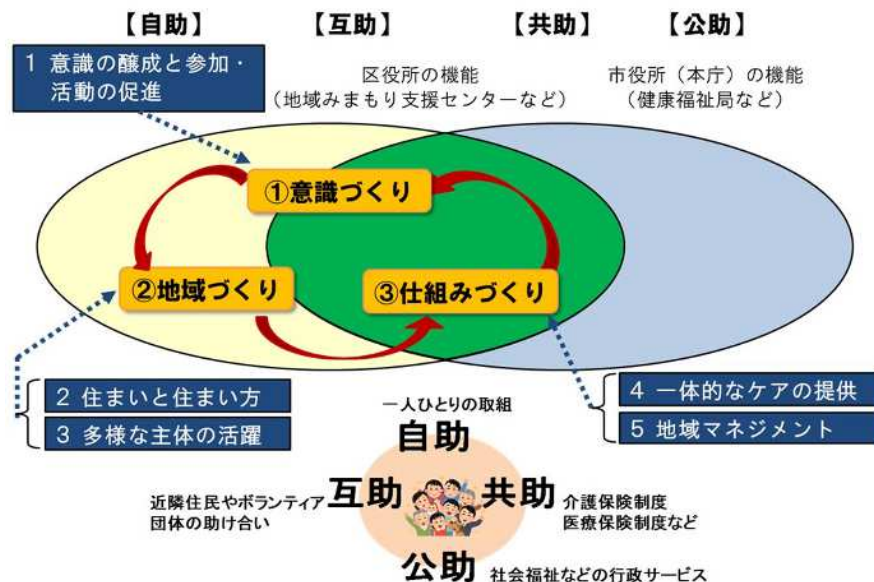
全市を担当地区に分けて保健師を配置し、地域のニーズに応じた、きめ細かな対応をめざす。

2. 地域包括ケアシステム構築に向けた第2段階（システム構築期）までの取組経過②

(1) 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン（平成27年3月）策定

- 「ご当地システム」として、総合計画のもと、本市としての基本的な考え方を示した「推進ビジョン」を関連個別計画の上位概念と位置付け、地域全体で共有し、具体的な行動につなげていくことを目指す。
- 「第7期川崎市・各区地域福祉計画（令和6～8年度）」においては、福祉に関する上位計画としての位置付けや、地域課題の解決を図るため、住民の視点から地域福祉を推進するため計画であることなどを考慮して、「推進ビジョン」の視点に合わせた基本目標とし、両者の連動性の強化を図る。
- 地域福祉計画の評価については、これまで基本目標ごとに定性的な指標とともに関連する事務事業評価を活用して定量的な取組状況と合わせてコメントで補足し、川崎市社会福祉審議会での議論を経て毎年実施しており、今般、基本目標を「推進ビジョン」と合わせたことから、地域包括ケアシステムの評価の一部としての活用を図っていく。

(2) 意識づくり・地域づくり・仕組みづくりの取組



住民に身近な区役所と市役所（本庁）が全庁的な調整を図り、それぞれの役割分担によって一体的に取り組み、調和のとれた施策展開を目指していく際の視点を整理。

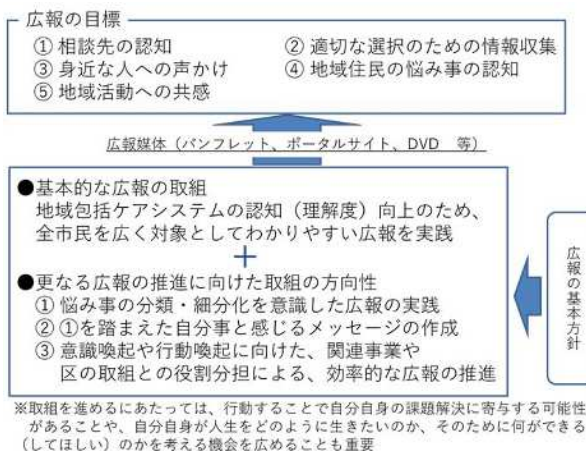
- 具体的には、
 - ①誰もいきがいを持つ地域社会に向けた意識の醸成を図る「意識づくり」、
 - ②住民主体等による地域課題の解決に向けた働きかけを推進する「地域づくり」、
 - ③「意識づくり」や「地域づくり」を専門多職種とともに、地域においてシステム化していくための「仕組みづくり」
- を3つの視点として、自助・互助・共助・公助の組み合わせによるシステム構築を目指している。

※地域包括ケアシステムは、「Community-based integrated care systems」と英訳され、「community-based care」としての「地域づくり」、「integrated care」としての「仕組みづくり」（専門多職種連携＋仕組み）、システム全般に関わる「意識づくり」の3づくりを基本的な視点としている。

2. 第2段階までの取組状況－きっかけづくりに向けた取組を中心に－

①意識づくり（誰もいきがいを持つ地域社会に向けた意識の醸成を図る）

・戦略的広報の推進



パンフレット
約20,000部配布

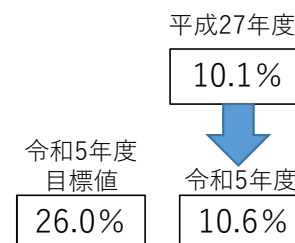


市政だより特集記事
(令和4年11月1日号)

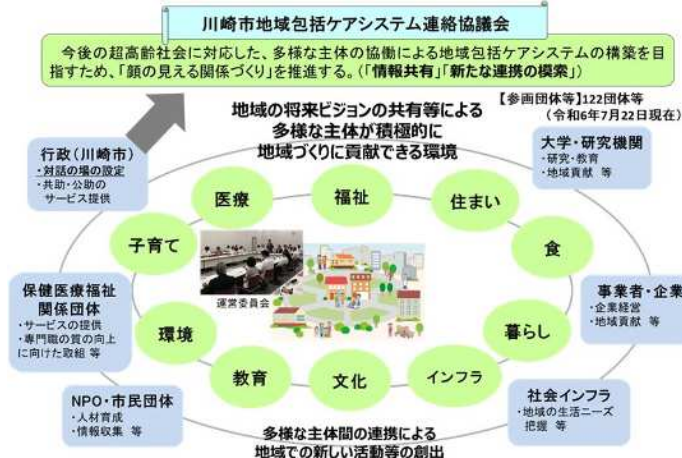


マンガ

【地ケアの考え方の理解度】



・多様な主体によるプラットフォームづくり



【これまでの主な成果】

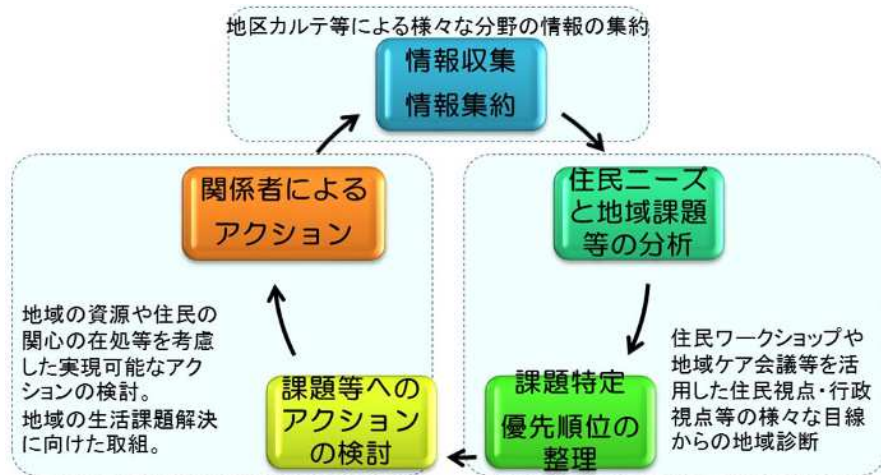
- ・ 参画団体の拡充（22団体⇒123団体）※令和7年2月10日時点
- ・ 11回開催（うちオンライン2回）※平成30年度～令和5年度
- ・ ワーキンググループの活動（事例検討・リーフレット作成・地ケアフェアの開催等）
- ・ 参画団体同士の連携（現在把握しているもの）
 - 総合川崎臨港病院×「看護協会、雪印メグミルク、富士通Japan、アルフレッサ、明治安田生命」（地域イベント協力）
 - 認知症ネットワーク×小田急電鉄（サービス紹介）
 - 川崎信用金庫×小田急ハウジング（合同セミナー実施）

2. 第2段階までの取組状況－きっかけづくりに向けた取組を中心に－

②地域づくり（住民主体等による地域課題の解決に向けた働きかけを推進する）

- ・ コミュニティ・エリアごとの統計的情報や地域資源情報を整理した「**地区カルテ**」の整備・更新、地域課題の共有・解決に向けた住民ワークショップの開催、地域づくりのノウハウの整理・分析を進め、**住民主導の地域課題解決の新たな仕組みの構築**を図る。
- ・ 住民のニーズを尊重しながら、地域の住民と共に目的と課題を共有し、**ゆるやかな「つながりづくり」から「地域の支え合い」を育てていく**ことを目指す。

【区役所における地域マネジメントの手法】



【地域福祉計画推進における圏域の考え方】

- ・ 生活に身近な課題や問題を発見し、住民主体の取組を展開するためには、地域の実情に応じた小さな圏域を単位とすることが望ましい。
- ・ そのため、**町内会・自治会など、住民同士の顔の見える関係づくりが行われる「小地域」とともに、安心を支える多様な支援を行っていくため、行政が中心となって多様な主体と連携して地域マネジメントを行う行政区より小さな「中地域」としての地域ケア圏域（44）を設定し、地域で安心して暮らし続けられるために必要な要素を整理し、地域資源の確保を図っていく。**

【各区の創意工夫による地域づくりの取組】

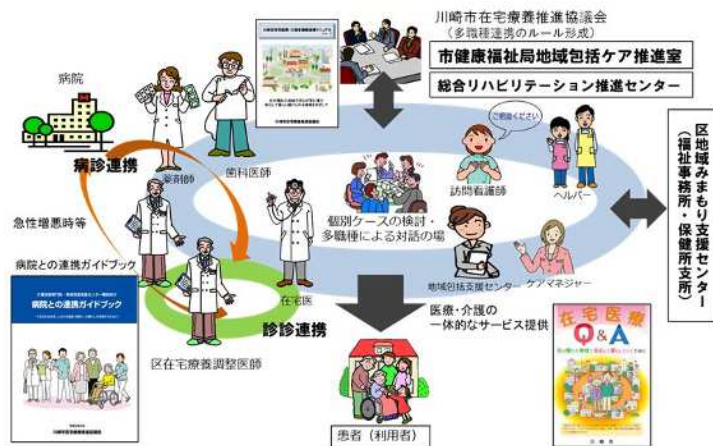
区名	主な取組
川崎区	・ まちの緑側事業の推進 ・ 各地区におけるワークショップの開催（中央第一：多文化共生、大師第三：防災でつながるまちづくり、大師第四：認知症になっても安心して暮らせる町づくり など） ・ 各地区の特徴に応じた食糧支援、こども食堂、高齢者のサロン等の活動支援
幸区	・ ご近所支え愛事業（町内会・自治会をベースとした見守りの関係づくり）、町会ヒアリングの実施 ・ 子育て世帯の孤立防止に向けたマンション等でのサロン運営支援 ・ 区内の高校・大学との連携による交流の場づくり、ボランティア活動振興
中原区	・ 各地区におけるワークショップの開催、通いの場の立ち上げ支援 ・ N E C 玉川プロボノ部等との連携によるオンライン体操の開催 ・ 「ご近所さんぽ」による地域の顔の見える関係づくり
高津区	・ 分譲マンションへのアンケートの実施、防災等をテーマとしたつながりづくりワークショップ、相談会等の開催 ・ 区社会福祉協議会と連携した住民ワークショップの場「地域福祉懇談会」の開催 ・ 地域包括支援センターと連携したスマホ教室の開催
宮前区	・ 住民の希望に沿った講師派遣事業 ・ 町内会・自治会と連携したウェブサイト「みやまご近助さん」の運営による地域情報の発信 ・ オリジナル体操の制作・普及、イベントによる区民同士の顔の見える関係づくり
多摩区	・ 各地区における地域住民や支援者同士がつながる場を設置（のぼりとミーティング、中野島多世代つながり愛プロジェクト、TeamSUGE地域ケアプロジェクト、生田ご近所パワーアップ集会） ・ 町内会ヒアリングの実施、スマホ・LINE講座の開催 ・ 地ケアの理解促進に向けた広報誌「地ケアTAMA」の発行
麻生区	・ 町内会・自治会の主体的な取組促進に向けた「ちいきのちからシート」の開発・活用（田園調布学園大学との連携） ・ 「認知症にやさしいお店」表彰による多様な主体の活動促進 ・ 移動販売や福祉施設の空き車両を活用した多様な主体による生活支援サービスの発掘・支援

「**これからのコミュニティ施策の基本的考え方**」の策定（平成31年3月）
 社会経済環境の変化に適応し、多様な主体の連携により、「市民創発」による持続可能な暮らしやすい地域を実現する施策の方向性を示す目的で基本的考え方を策定し、それに基づく施策の推進を行う。
 （１）地域レベルの居場所「**まちのひろば**」の創出
 （２）「**ソーシャルデザインセンター**」の創出

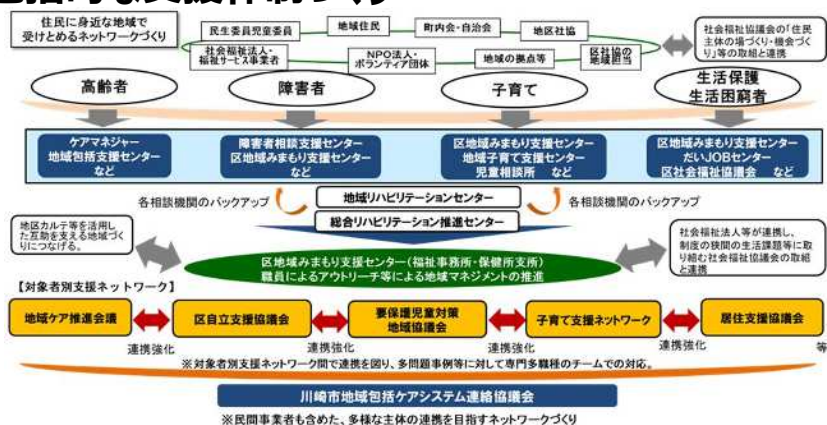
2. 第2段階までの取組状況－きっかけづくりに向けた取組を中心に－

③仕組みづくり（「意識づくり」や「地域づくり」を専門多職種とともに、地域においてシステム化を図る）

・在宅医療・ケアの仕組みづくり



・包括的な支援体制づくり

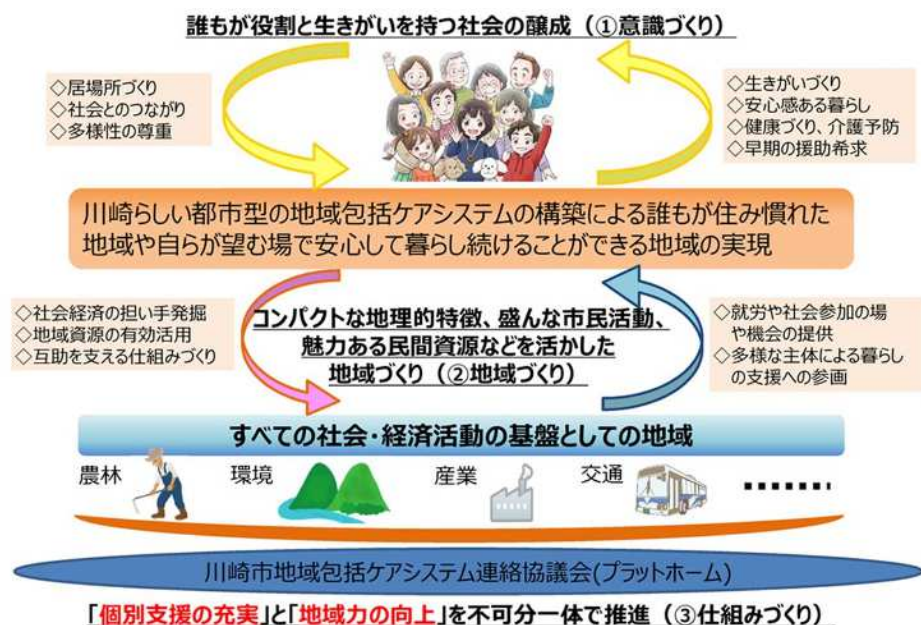


対象者別支援ネットワーク間で緩やかな連携を図り、多問題事例等の個別ケースに対して相談機関を超えた専門多職種のチームでの対応を円滑に進められるようなプラットフォームづくりを進める。

- かかりつけ医を中心に、訪問診療や往診にも取り組みやすい環境づくりを進めるため、入退院支援などのタイミングに着目した専門多職種による研修や、在宅療養調整医師を中心とした各区における取組により、24時間365日の在宅医療推進の仕組みづくりを図る。
- 円滑な連携に向けたルールづくりや、コーディネート機能の向上などに向けて、多職種での協議の場での議論を通じた、「病院との連携ガイドブック」などの作成、医療・介護に係る情報収集・提供等により、医療と介護のよりスムーズな連携を推進。
- 在宅医療を推進するために、市民に正しい知識と理解が浸透し、在宅医療が終末期における選択肢の一つとして認識されるよう、シンポジウムなどを通じて普及啓発に取り組む。
- 併せて、医療・介護連携による予防的アプローチについて検討。
- 福祉ニーズの多様化・複合化に対応し、適切に相談支援につなげることができるように、住民に身近な地域で困りごとを受け止めるネットワークづくりとともに、多問題事例等に対して連携して対応できるよう専門支援機関同士のネットワークの強化に取り組んできた。
- 前者は、地域みまもり支援センターを中心に地域マネジメントの取組などを推進するとともに、後者は、専門支援機関が、地域リハビリテーションセンターのバックアップのもと、総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を図ることを目指している。
- 令和6年度からは、地区社会福祉協議会との関係性が強いことや、会員の社会福祉法人の専門性、ボランティア活動振興等の取組を踏まえ、川崎市社会福祉協議会においてモデル的に、地区社協の活動を活性化するための民間企業等の主体との連携した取組を具体化していくための仕組みづくりを進めている。

3. 今後に向けた取組の方向性（案）①取組の全体像

【本市における地域包括ケアシステム構築に向けた取組の全体像】



- 第2段階まででは、左図のとおり、地域包括ケアシステムの基本理念である「安心して暮らし続けることができる地域の実現」に向けて、①「誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成（意識づくり）」を推進するために、地域住民の生きがいづくり、安心感ある暮らし、健康づくり・介護予防、早期の援助希求につながる取組を推進することによって、居場所づくり、社会とのつながり、多様性の尊重が図られた。
- また、②地域づくりを推進するために、地域の社会経済の担い手発掘、地域資源の有効活用、互助を支える仕組みづくりへの取組を推進することによって、就労や社会参加の場や機会の提供、多様な主体による暮らしの支援への参加につながった。
- こうした「個別支援の充実」と「地域力の向上」を不可分一体で進める③仕組みづくりについて、「川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会」をプラットフォームとして推進していくことで、基本理念に近づくと考えられる。
- しかしながら、それぞれの取組の活動量を増やしていくことや、より小さな地域でも取組が実践されるためように検討していくため、第3段階では、こうした視点での取組を強化を図っていく。

【第3段階（システム進化期）に向けた取組の方向性（案）】

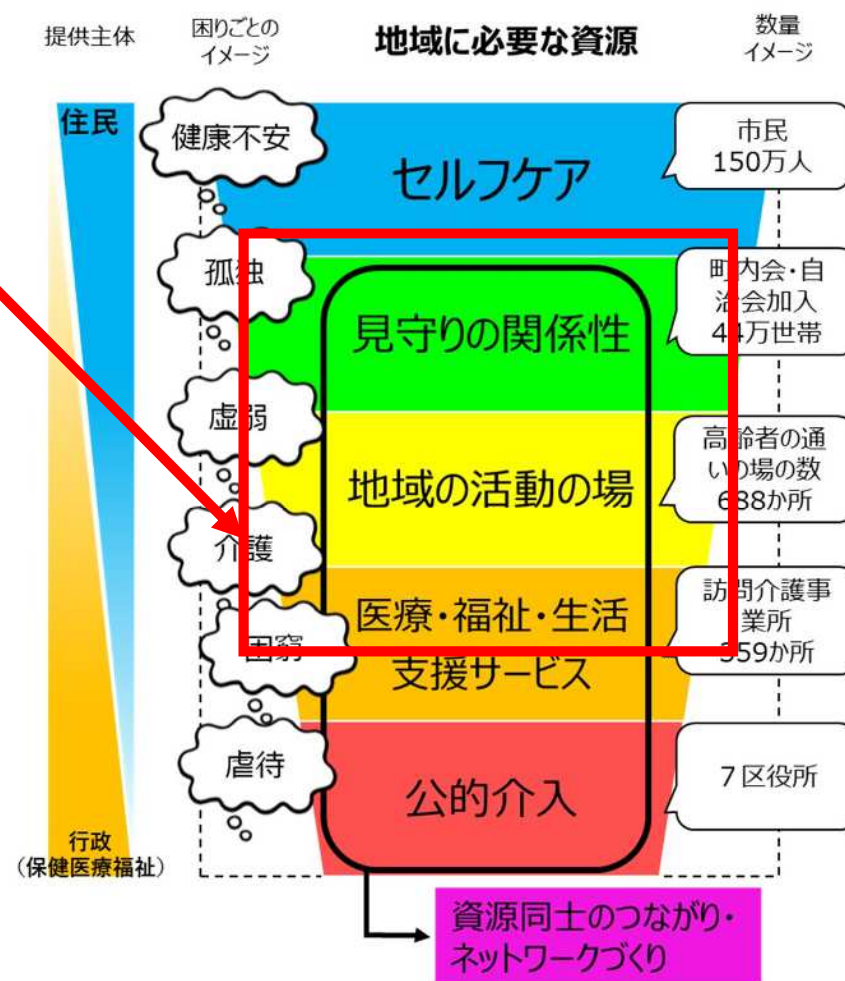
- ① 地域包括ケアシステムの理解・意識の浸透（意識づくり）
- ② 介護予防・生活支援に向けた取組の推進（意識づくり・地域づくり・仕組みづくり）
- ③ 子育て家庭を包括的に支援する取組の推進（意識づくり・地域づくり・仕組みづくり）
- ④ 予防的な視点を重視した包括的な支援体制づくり（地域づくり・仕組みづくり）
- ⑤ 多様な主体による更なる取組の推進（意識づくり・地域づくり・仕組みづくり）
- ⑥ 小地域での実践に向けた試行（意識づくり・地域づくり・仕組みづくり）

3. 今後に向けた取組の方向性（案）②多様な主体との連携が重要となる背景

- 今後の超高齢社会を見据えると、社会の基盤として、「公的介入」「医療・福祉・生活支援サービス」は引き続き、着実な提供体制を構築していく必要があるが、右図の中でも主に「見守り」「地域の活動の場」等については、より多様な主体による資源の充実が必要と考えられる。

【多様な主体による充実が必要な資源の例】

- 自らの健康づくりや困ったときの相談先を知ることなどの「セルフケア」の意識醸成が必要。
- 友人・知人などの周囲の人や地域とのつながりを広げることで「見守りの関係性」づくりを進めることが必要。
- 地域・ボランティア団体による「地域の活動の場」づくりを進めることが必要。
- 介護保険等のサービスについては、保険制度の持続可能性の確保を図ることが必要。
- 公的介入については、主に、行政が最後の受け皿として、適切に対応する体制整備を図っていくことが必要。



令和5年度第2回 川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会 資料(抜粋)

3. 今後に向けた取組の方向性（案）③地ケア連絡協議会の今後の方向性

